第五条第一項第三号イの表中第三十八号を第三十三号とし、第三十九号を第三十四号とし、同表第四十号中「前条第一項第一号の表第四十八号」を「前条第一項第一号の表第四十三号」に改め、同号を同表第三十五号とし、同表第四十一号中「前条第一項第一号の表第四十九号」を「前条第一項第一号の表第四十四号」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表第四十二号を同表第三十七号とし、同表第四十三号中「前条第一項第一号の表第五十一号」を「前条第一項第一号の表第四十六号」に改め、同号を同表第三十八号とし、同表第四十四号中「前条第一項第一号の表第五十二号」を「前条第一項第一号の表第四十七号」に改め、同号を同表第三十九号とし、同表第四十五号を次のように改める。

四十五　ラジオ難聴解消対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　市町村が単独事業として実施するラジオ難聴解消対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額
四十一　水防団員の退職報償金に要する経費があること。	第五条第一項第三号イの表第四十五号を同表第四十号とし、同表に次の八号を加える。 市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
四十二　災害廃棄物処理事業に要する経費があること。	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第一項に該当する市町村について、国の補助金を受けて施行する災害廃棄物処理事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額と第三条第一項第一号ロの表第三号の規定により特別交付税の算定の基礎とした額の合算額を控除した額に〇・五七を乗じて得た額とする。
四十三　新型インフルエンザ予防接種に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十四　地域の資源と資金を活用して地域循環を創造する取組に要する経費があること。	産業競争力強化法第百十三条第一項に規定する創業支援事業計画を作成した市町村について、次の各号によつて算定した額（第一号及び第二号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た数とする。）（表示単位は千円とし、千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。 一　次に掲げる額の合算額に〇・八を乗じて得た額 イ　産業界、大学等、地域金融機関及び地方公共団体の連携の推進に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 ロ　創業支援事業計画の作成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 ハ　地域資源の発掘、活用方法の分析等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 ニ　地域密着型企業の創業に向けた取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 二　前条第一項第一号の表第五十三号一に規定する算定方法に準じて算定した額 三　前条第一項第一号の表第五十三号二に規定する算定方法に準じて算定した額
四十五　分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十六　地域おこし企業人の受入れ等に要する経費があること。	地域おこし企業人の受入れに要する経費及び地域おこし企業人の提案した事業の実施に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額とする。
四十七　多面的機能支払・環境保全向上対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、同号中「一一二、〇〇〇円」とあるのは「八〇、四〇〇円」と、「〇・四」とあるのは「〇・六」と読み替えるものとする。
四十八　奄美群島振興に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

附則第六条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

平成二十六年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号、第四号、第九号、第十六号及び第十七号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

附則第六条第一項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中「〇・八（高齢者居住安定確保法施行令第五条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅に係るものにあつては〇・五）」を「〇・五」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「四四円」を「五〇円」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十二号を第九号とし、第十三号から第十六号までを削り、第十七号を第十号とし、第十八号を第十一号とし、同項第十九号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第二十号を第十三号とし、第二十一号を削り、第二十二号を第十四号とし、第二十三号を第十五号とし、第二十四号及び第二十五号を削り、同項第二十六号中「及びデータの移行」を「、データの移行、コンサルタントによる導入支援及び導入後の実務処理に係る研修」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第二十七号を第十七号とし、第二十八号及び第二十九号を削り、第三十号を第十八号とし、第三十一号を第十九号とし、同項第三十二号中「急激な原油価格の高騰に対応するため緊急に実施する対策」を「当該道府県が実施する原油価格対策」に改め、同号を同項第二十号とし、同項に次の一号を加える。

二十一　平成二十五年度に発生した大雪のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費（附則第四条第一項第十一号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産に必要な施設の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額